

「高崎藩町奉行からみた高崎宿・倉賀野宿」

【史料編】

【史料一】寛政二年 川野辺寛「高崎志」

此町ハ昔ヨリ、馱馬ニアラズ、又客舎モナケレ共、敷地モ広く大ナル家造リモアリシ故、往来ノ諸大名モ、休泊セラレシトナリ、因テ本陣トハ呼シト也、其後今ノ年寄福田某カ先祖、世々本陣ヲツトメ来リシヲ、数度火災ニ遭テ家作モ漸ク少ク、且城主ヨリモ、倉賀野ニ本陣アレバ事足ルベシトテ、終ニ城下ニ本陣ヲ置レズ、サレドモ今猶玄閑座敷ヲ構へ、諸侯、城下ヲ経過セラル、時ハ、城主ノ使者等此ニ出向ヒ応対スル也、故ニ土人ハ本陣ト呼ブ。

【史料二】松平輝貞御条目

条々

一前々從 公儀被 仰出候御条目之趣、自今以後被 仰出候御法度之旨、堅相守可申事

(中略)

一捨馬之儀、御高札之通急度相守可申候、自然放れ馬牛有之ハ名主・組頭立合大切養置、早速可申出事

附 馬牛調候者慥成請人を立、名主・五人組ニ

可相断事

一御制禁之通、馬之筋のべ申間敷事

一御朱印伝馬并往来之次人馬、先規方勤来候衆不及申、伝馬宿之外たりといふとも、御用ニ而通候衆有之ハ、昼夜・風雨をいとわす、人馬無滞出シ可申候、若囚人通候者無油断人馬を出大切ニ可申事

附 往来之対旅人ニ不作法成儀仕間敷候事

(中略)

一旅人泊り候者、翌日書付町奉行方へ可指出候、商売人と不相見者泊り候ハ、其趣五人組へ相断、翌日逗留於仕者名主・五人組立合、吟味上其旨町奉行・郡奉行方へ可申達事

一売人参宿借り候ハ、其様子見届ケ心次第宿借シ可申候、然共五人組へは相断逗留仕、罷帰候節又候五人組へ相断可申事

一倉賀野町ニ而旅人泊り候ハ、或者二日分・三日分ため置書付町奉行・郡奉行方へ可指出候事 附 惣而疑敷者ニハ一夜之宿ニ而も借し申間敷候

一旅人相煩候者又ハ酒酔有之ハ、名主・組頭立合所持之品々相改、在所・仮名承届ケ、介抱いたし置、本腹之後、右之品々可渡遣、煩おもきにいては可申出事

一他所方手負之者来節は、名主・組頭立合介抱致置、委細遂吟味可申出事

(後略)

【史料三】寛政六年二月 高崎領代官勤め方覚書

(前略)

御通り之節之事

一御通之節平掃除之儀、郡奉行方相達候得者、常盤町出口より上豊岡村御境迄、三豊岡村・下並榎村・赤坂村地先ニ而掃除仕候、新喜町出口より倉賀野入口迄、新後閑村・下和田村・和田多中村・上佐野村・下佐野村・下之城村右六ヶ村地先ニ構無之持場有之人足差出道掃除仕候

一倉賀野出口方江戸街道・日光道共・御領分境迄掃除之儀、栗崎村・中里

村・御他領谷中村・台新田村、右四ヶ村者、倉賀野宿問屋共方相触候事

一少々之道繕并緑芝切等者、掃除場村方ニ而仕候一道普請之儀者、高崎・倉賀の両宿之持場ニ御座候、両宿ニ而道普請出来兼候時分、相願候而村々寄人足出し候事も有之候、右之節麦被下候儀も有之、或者御役人足ニ差継被下候儀も御座候事一並木通左右之土手、山方持場ニ而、掃除等山方方申付候、往還道者宿方持場ニ而、非常之儀御座候得者、町奉行掛りニ御座候

一重キ御通之節、往還通村方家居見苦敷所者、支配御代官見分仕手入申付候、貧窮人自力ニ出来

難仕者ハ、吟味之上申上、繕入用被下候事

一重キ御通之節、助郷ニ出候人足見苦儀無之、且不札等無之様精々可申付旨、并御通行筋田畑江人立不仕候様、兼而申触候事

一右之節往還通百姓家、沓・草履、其外見苦敷ものつるし不申候様申付候事

一重キ御通之節、両御境江御代官被出候様、御通方御達有之候節者、羽織立付ニ而罷出候、尤若党・鍮・挟箱・合羽籠、御貸馬片口ニ而罷出候、且手札御通方相渡候事

但 掃除等申付候米見、手付を兼、御合印羽織ニ而罷出候事

(後略)

【史料四】高崎藩町方式

「十六」諸侯方御通取計之事

一諸侯方御先触到来、両宿問屋共書付を以申出し候へハ、御通方月番之者江書付を以申通、御月番江も其段書付差出候事

一御通之節、御通方御取計方申来次第、奉行追手前出役いたし、重キ御役人様・国主方・御両敬之御方様御通之節、御目通江平伏、其外并御通行之節ハ御使者取次所片隠ニ詰居、其外御馳走之次第御通方通達之通、留役・町同心夫々差出候事

一両宿困人馬ニ而不相濟、村々助郷触候節ハ、問屋共廻状江奉行致奥印候事

一助郷人馬寄候節ハ、助郷改方差出、着到并宿方遣方等相改候事

【史料五】高崎藩町方式

「十八」両宿之者江御条目為読聞候事

一御条目、毎年八月奉行老入・御目付老入相越、問屋共宅ニおいて為読聞候、尤留役同心・御足輕目付傍ニ並居、物書之物読候事

一御法度之御条目聴聞奉畏候旨、両宿共ニ役人請書印形いたし差出候事

【史料六】高崎藩町方式

「四十」両町口御番所

一両町御番所、御者頭持ニ而相勤申候
明和四亥年申上留左之通

一新田町・赤坂町両町御番所之義、往古方只今迄御座候御番所之向通りニ辻番所御座候処、安藤对馬守様御代寛文十戌年右辻番所之場所ニ三間程之御番所被成御建替夫方番人ハ御足輕兩人ニ而相勤、御武器者飾不申、棒計差出置候由承伝罷在候旨、町役人申聞候

(中略)

一重キ御通之節ハ、御者頭老入御馬廻り式人加番御足輕老入罷出候義も御座候、尤番人下座仕候、夜中ニ候得者台桃灯式張灯申候、其外御親類様方御通之節、平日之通ニ而小頭并御足輕御相印羽織袴着下座仕候

一両番所共ニ、夜中不寝番仕候

(後略)

【史料七】高崎藩町方式

「五十六」倉賀野宿飯売女之事

一明和七寅年十月右方相願候処、宿並之通老軒式人ツ、差置候様被仰出候
明和七年申渡候趣

一旅人之外、武士方并御領分町在之者一切止宿為仕間敷候事

附 無抛子細有之ハ、宿役人江相届、可任差
凶事

一火之用心之義、兼々被仰付候通、別而昼夜大切ニ可仕候事

一旅人体之者ニ而も様子不審成者ニハ、一切宿仕間敷候事

附 旅人川支等ニ而逗留ハ格別、其外逗留仕候者有之者、相断可申候事

一諸商物直段、高直ニ仕間敷候事
一旅人ハ不及申、其外ニ而も少々之間たりとも預り物仕間敷候事

一三笠博奕等、弥堅相守可申候事

一若旅人之内不慮之喧嘩・口論有之ハ、双方共ニ早速取押可申候、病人等有之ハ、早速療治を加へ養育可仕候事

候例も有之

一寺院・社人・山伏茂、慎之日数同列之事

但 後家火元之節者不致入寺、親類・組合之方ニ慎可罷在旨申付候事

(中略)

一往還筋出火之節ハ、道中御奉行所江宿役人注進

状差出候事

【史料八】高崎藩町方式

「十」旅人病死之節取計方之事

一老人旅人病死之節ハ、檢使御代官・御徒士目付・留役物書・町同心差遣、見分之上所生不相知者者、三日晒置仮埋申付建札致し、六ヶ月相立尋来者無之節ハ、建札為引其段御月番江申上候事、所生相知候者者、早速在所江及通達先方役人・親類相越見届之上、無相違死骸引受度願候ハ、証文為取替引渡最寄寺院江葬度相願候節も、同断之事

【史料十】高崎藩郡方方式

(前略)

「四十一」御老中様方節取計之事

一御通行前、道橋手入・掃除等入念申付、前日ニ相成、御用掛御側人・町奉行・郡奉行御道筋見分致候事

但 百姓家見苦敷候得共、自分ニ手入成兼候者ハ御手当被下、且垣根等も見苦敷無之様ニ為直候事

一両町口外江町奉行・郡奉行之内老人宛、麻上下ニ而罷出候事

但 役名名前認候手札懷中、御通之節持鑓伏、

且夜に入候ハ、御紋付台桃灯式張ッ、出候事

【史料九】高崎藩町方式

「八」出火之節取計方之事

一町方出火之節、当番之同心早速火元江駆着、防方及差図候事

一月番之奉行手付召連、早速火元江相越防方及下知、消火之節火元并近家之者所役人等出火之様子相尋、場所留為致、火元慎申付引取候事

一非番之奉行追手前へ出居、火事之様子ニ寄、御城内江火消人足繰入之儀、及差図候事

(中略)

一火元之者入寺之定

一棟不落程之輕義者

一老軒焼ハ

一類焼拾軒以下ハ

一類焼拾軒以上ハ

一大火之節ハ

但 御中陰中、或ハ訊有之時節ハ、一等重申付

一両御領分境江御代官老人宛手付・米見老人召連候事

但 御代官羽織立付、鑓為持、米見御合印羽織之事

一野間海道横道有之候所江、村役人老人・百姓老人宛差出候事+

十五日

三十日

五十日

七十日

【史料十一】「高崎藩町奉行日記」

(前略)

伊豆守様当廿日御通行之處、市日ニ付兼而被仰出候通御通筋市立候義ハ不相成候義并ニ町々入口江ハ役人組頭出居、御通筋無用之者猥ニ徘徊致間敷段申断、横小路々々喰違々切等ニ罷出居候組頭等も同様相心得、若無抛用事有之未御通行前御間も有之ハ見計通可申段廻状出ス

(後略)

【史料十二】「高崎藩町奉行日記」

(二日)

一今晚九ツ時過倉ヶ野之方ニ出火有之、大火之様子ニ相見注進ハ無之候得とも、同所ニ相違も有之間敷見へ候ニ付、先町同心兩人早速差遣、事ニ寄拙者とも老人罷越可然と庄司右衛門相談之上、御かし馬・御かし供之義も申遣候処、八ツ時過ニ相成火氣も薄相成候様子ニ付不罷越候処、七ツ時過頃倉ヶ野方注進之もの罷越、上町北側方出火致上之方へ類焼有之、委敷義ハ追而可申出よし申出ル、同心とも朝五ツ時前帰

(四日)

一倉ヶ野宿火事場粗絵図を以道中御奉行所へ致注進候よし、写差出ニ付尚又写いたし、外ニ添書を以軒敷・町長サ・人馬怪我無之義等、今夜書付差上ル

明後日加州公御通行之處、倉ヶ野宿出火類焼人ともハ往還通之事ニ付、銘々表囲も出来候処、火元助右衛門方者入寺ニ付其義無之処、往還通見苦敷義ニ付、宿役人へ申付囲之義為致可然と評義致、其段御月番へ伺候処随分其通ニ申付可然之段被仰候間申付ル

(五日)

一倉ヶ野宿類焼之内馬役八人・歩役十八人、此節日々御役有之、灰片付・仮小屋等致候ニ付甚難義いたし候由、依之何とそ日数廿日程之内灰片付・仮小屋いたし候間御役御免、夫たけ助郷被仰付被下度よし願出間、郡奉行へも申談承届ル

(七日)

去ル朔日夜倉ヶ野宿之方ニ火氣甚敷相見、同所と申義難相分候得とも、私義月番ニ付早速可罷越と御かし馬其外申合候内ニ少々手間取候処、火氣も薄下火ニ相成候様子ニ付見合罷越不申候、然ル処其後注進有之同所出火にて三拾軒余類焼も有之候旨ニ御座候、右体之義ニ付下火之様子ニ相成候迎も其砌申上候上可罷越之処其義無御座、私月番之義不念至極奉恐入候、以上

【史料十三】「高崎藩町奉行日記」

(十五日)

一本町はたこや与三郎方二同道四人にて泊候武州榛沢郡大草栄之丞様御知行所大谷村助八と申者所持之金子貳両下錢三百文、昨夜中紛失致候処、同夜外二同道式人当国邑楽郡山中太郎兵衛様御代官所西岡新田村京藏と申者式人連ニて泊候処、京藏同道之老人夜中逃去候様子ニて相見へ不申候間、裏表ともニヅリ等相改候処、人出入いたし候様子無之二階之窓格子老本外シ有之候、右之所方出家根伝ニ逃去候事ニも可有之趣届申出、右旅人とも留置候よしニ付、京藏疑敷相聞候ニ付同心共差遣為尋候処、逃去候老人ハ何方之者ニ候哉、途中方同道致候得者前後一向不存候者之よし申之候得共、疑敷義ニ付京藏手鎖ニて与三郎并ニ組合へ預ケ申付置候、相手四人之方三人ハ湯元へ出立致度よし、助八義居残居候趣ニ申出間、三人ハ勝手次第出立致候様申付候

(十七日)

一本町はたこや与三郎方ニ差留置候西岡新田村京藏、在所へ飛脚差遣させ候処、右村方方村役人并ニ京藏弟之由三人罷越、相違も無之右村之者之よし本町役人申出候間、相手宗八江と掛合内濟ニ相成候義ニて取扱可申段申付候処、宗八義も京藏村方方役人并ニ弟迄罷越相違も無之趣ニ候上ハ疑敷義も無之申分無之よし申候処、京藏事も不行届不埒之者同道いたし候方事起氣之毒ニ存候よしにて、宗八江為路用金子少々合力致

遣双方申分無之よし、宿与三郎義も不慮成義ニ
て氣之毒ニ存候よしを以是迄逗留中之はたこ代
請取間敷よし申断候よし、宗八并ニ京藏方本町
役人迄一札銘々差出、宗八義俱々京藏迄差免候
様ニ致度趣相願候二付、同心とも差遣手鎖免、
双方とも二勝手次第第二出立致候様ニ申付候、且
又逃去候盜賊所持之脚半・きせる・たはこ入・わ
らしかけ・此四品有之候処京藏義も右之通事分
候上ハ、右品引請可申謂無之間、宿法之通取計
呉候様ニ京藏方方一札出シ候二付、本町役人方
へ為請取置候、一兩日内ニ委細申上候事

【史料十四】「高崎藩町奉行日記」

(六月十四日)

一 当十一日倉ヶ野宿はたこや弥吉方へ一宿致候旅
人、下総国葛飾郡流山村庄左衛門同道六人、当
国伊香保へ入湯致候よしにて右弥吉方へ一宿致
候処、同夜盜賊入候様子にて所持之衣類其外脇
さし老腰〆七品、外二下帯二筋紛失致候よし、
然ル所ニ全く盜賊入候様子ニ存裏木戸脇荒垣破
レ其上木戸輪錠外レ戸明有之、致方も無之趣ニ
て何とそ出立致度段申之、申分無之趣之一札差
出立候よし届申出候二付、写致例之通申上ル
一 同夜同所はたこや又兵衛方にて、下野国安蘇郡
越名村音右衛門同道三人、当国草津入湯いたし
国元へ罷歸候由にて一宿致候処、同夜盜賊入候
様子にて脇さし老腰印籠老ツ紛失致候よし、尤
所々尋候得共相見へ不申、東ノ方輪錠押はつし
有之、全く盜賊之仕業ニ可有之と存候間、申分
無之何とそ早速出立致度趣申之、則一札差置出
立致候よし届出候二付、写致申上ル

【史料十五】「高崎藩町奉行日記」

(六月二十二日)

一 近頃倉ヶ野宿於旅籠や旅人所持之品度々紛失物
有之候二付、此間中役人とも迄及沙汰、一体取
締不宜他所へ之聞もいかゝ二付、はたこやとも
一同評儀之上、已来取締方之儀、早々申出候様

ニ申付候処、得と相談致候之処、當時はたこや
仲間凡四十軒余有之候二付、右之者共申合、已
後毎夜四人ツゝ組合不絶はたこや仲間起廻り仕
表方声かけ油断無之様ニ申通、其上二ても万一
盜難有之候ハ、右仲間兼而申合相互ニやと致候
はたこや并ニ廻り番之者方過料取立候趣ニ申合
取極、今上はたこやとも方□□共へ手当致、宿
内外度々為廻悪党立入不申候様ニ可致候よし、
且又是迄宿入用ニ取立候飯うり女勿錢を以役人
共方宿内町内□□ともへ手当致、是又宿内外、
森林迄も度々夜中為相廻、已来無懈様ニ可致よ
しを以、はたこやとも出候書付写致、役人とも
書付相添出候二付、已後弛無之様ニ申付ニ申付
承届ノ委細書取を以今日御月番へも申上候事

【史料十六】「高崎藩町奉行日記」

一 火方盜賊改池田雅次郎様御組高村源右衛門外二
老人、倉ヶ野宿へ盜賊老人召連、武州金久保無
宿忠藏と申ものゝ由、今七月已来倉ヶ野宿にて
六ヶ所程盜二入、品々盜取候旨申立候由、段々
尋有之候処、三左衛門・直右衛門・善吾・源藏・
代藏・治右衛門方にて被盜取候品々ニ符合いた
し、右品之内倉ヶ野宿質又右衛門方へ同所半
五郎と申者名前にて質入二いたし有之、又右衛
門へも尋有之処、当所新町三きや八郎兵衛方へ
送り質ニ遣候処、其後半五郎請戻之義申聞候間、
八郎兵衛方へ書付添遣為請候趣申立、半五郎へ
も尋有之処、同人義忠藏と申ものニ被頼又右衛
門方へ衣類質物ニ遣候処、其後請戻度よし二付
又右衛門方へかけ合候処、当所八郎兵衛方送り
質物二いたし候趣にて書付遣候間、其書付ヲ忠
藏へ遣候よし、八郎兵衛方へ忠藏致持参請出候
よし、右之縁を以其以後も八郎兵衛方質物致持
参候よし、右懸合ニ付八郎兵衛并ニ南町質や孫
右衛門も呼出尋有之、倉ヶ野宿被盜人とも江ハ、
来ル廿日迄ニ雅次郎様御役所迄品請取として惣
代老人罷出候様ニ申渡、新町八郎兵衛・南町孫
右衛門江も、廿日迄ニ御役所へ罷出候様ニ申渡

請書取候よし、右之趣書付を以申上候

【史料十七】「高崎藩町奉行日記」

(十月十五日)

一 倉ヶ野宿はたこや助八方へ、昨夜牧野備前守様御家来北原松兵衛・吉田兵助と申者兩人泊り候処、今朝兵助事病氣之由、医師五十嵐仁庵薬相用候処喘息之症にて咳嗽吐痰血、殊ニ老人之義故変症之程無覚束之段仁庵申聞候由、然ル所夕方病死致候よし届申出ル、尤九品寺へ土葬ニ取置度由同道松兵衛申聞候由ニ付、明朝五ツ時例之通御徒士目付・御足輕目付・同心も葬之節遣ス

【史料十八】「高崎藩町奉行日記」

(四月二十二日)

一 御月番御口達にて、今日 御社下河原二往来之者病人体にて行倒臥居候間、御目付之方にて其段申上候由、依之同心とも差出相尋、病氣之義ニ付医師遣為見町宿へ成とも為引取療養為致先格も可有之間、可然様ニ取計候様御達ニ付御目付へ申合、御足輕目付・町同心并堀口玄東差遣容態体為見候処、瘡氣にて腹拘攣にて一兩日ハ絶食にて居候由、変症之程ハ難計候へとも氣遣敷義も無之由申聞、新町問やともニ申付駕籠遣町やとへ為引取療養申付、玄東容体書出ス、松平大和守様御領分武州亀井村所生勇吉と申者之由、当巳三十四才ニ相成候由申立ル

(四月二十七日)

一 当廿二日ハ新町はたこやへ申付差置候旅人病人勇吉義、快方ニ罷成候ニ付致出立度よし願候処、路銀老錢も無之趣ニ付、六郎殿へも御内意申上、少々も鏢被下候方ニも可有之哉之段申上候処、御勝手方へ申談少々も取扱遣可然と被仰候間、勝手方へ申談銭三百文請取、新町役人取扱ニ致相渡候由、今朝差立候、江戸之方へ罷越候よし、新町はたこや江御用やと之義ニハ候へとも、病

人差置彼是世話も有之事ニ付、一日ニ付、銭百文ツ、も被下候様ニ致度、御勝手方へ申談、其外ニ先例有之昼夜看病人老人も付置候義ニ付、右之ものへ昼六十四文・夜六十四文之積にて被下候義も申談、切手出ス

【史料十九】「高崎藩町奉行日記」

(六月八日)

一 去月廿九日讃岐国金比羅江致奉納候之よしにて、小サキ樽式ツはこニ入脊負、白キ俗衣ヲ着、行人体にて町々ヲ報加いたし、右脊負候はこニ上州高崎宿と有之候ニ付、御役方忍ひ廻り之者見請相尋候処、高崎町新町若松や磯右衛門と申もの、由、江戸橋本町四丁め願人普齋と申ものかたニ逗留致し、右体奉加いたし罷在候よし、右ハ届等いたし罷出候事ニ候哉、委細相糺申上候様ニ御達有之ニ付、早速新町役人呼出し、右名前之もの有之哉相糺申出候様ニ申付処、同町ニ無之よし書付を以申出ル間、明日惣町へ廻状出し相糺候上可申上候事

(六月十六日)

一 先頃御達有之候新町若松や磯右衛門と申もの糺之義、同町ニ当時右之通成家名・名前之もの無之由、此間書付差出候間、為念惣町へも廻状出し、若可有之哉と糺候処、惣町ニも無之よし、銘々町方書付を以申出、然ル処新町ニ廿三四年已前迄若松屋権人と申者有之、はたこや渡世致居候処、右之者悴ニ太四郎と申もの有之、其後磯右衛門と致改名候よし、右之もの義、身持不埒にて廿八才にて安永五申年欠落いたし、其節届有之五日限り尋申付、其後永尋ニ申付候もの之由、然ル処廿ヶ年已前之宗門帳有之候へとも名前除キ有之、左候へハ除帳ニ相成候者ニも可有之哉、其節相勤候役人とも不罷在、取計候當時役人弁無之趣ニ申出、尤当時親兄弟ハ勿論諸親類も一向無之、家屋敷も無之由、右之趣書付を以申上ル

【表1】

高崎藩歴代藩主		
藩主	期 間 (西 曆)	石高(当初)
初代 井伊直政 <small>い い なおまさ</small>	慶長3年～慶長5年 (1598～1600)	120,000石
城番 諏訪頼水 <small>す わ よりみず</small>	慶長5年～慶長6年 (1600～1601)	—
2代 酒井家次 <small>さかい いえつぐ</small>	慶長9年～元和2年 (1604～1616)	50,000石
3代 松平(戸田)康長 <small>まつだいら(とだ)やすなが</small>	元和2年～元和3年 (1616～1617)	50,000石
4代 松平(藤井)信吉 <small>(ふじい) のぶよし</small>	元和3年～元和5年 (1617～1619)	50,000石
5代 安藤重信 <small>あんどう しげのぶ</small>	元和5年～元和7年 (1619～1621)	56,600石
6代 重長 <small>しげなが</small>	元和7年～明暦3年 (1621～1657)	56,600石
7代 重博 <small>しげひろ</small>	明暦3年～元禄8年 (1657～1695)	60,000石
8代 松平(大河内)輝貞 <small>(おおこうち) てるさだ</small>	元禄8年～宝永7年 (1695～1710)	52,000石
9代 間部詮房 <small>まなべ あきふさ</small>	宝永7年～享保2年 (1710～1717)	50,000石
10代 松平(大河内)輝貞 <small>てるのり</small>	享保2年～延享2年 (1717～1745)	72,000石
11代 輝規 <small>てるたか</small>	延享2年～寛延2年 (1745～1749)	72,000石
12代 輝高 <small>てるやす</small>	寛延2年～天明元年 (1749～1781)	72,000石
13代 輝和 <small>てるのぶ</small>	天明元年～寛政12年 (1781～1800)	82,000石
14代 輝延 <small>てるよし</small>	寛政12年～文政8年 (1800～1825)	82,000石
15代 輝承 <small>てるあきら</small>	文政8年～天保10年 (1825～1839)	82,000石
16代 輝徳 <small>てるみち</small>	天保10年～天保11年 (1839～1840)	82,000石
17代 輝充 <small>てるとし</small>	天保11年～弘化3年 (1840～1846)	82,000石
18代 輝聴 <small>てるな</small>	弘化3年～万延元年 (1846～1860)	82,000石
19代 輝聲	万延元年～明治2年 (1860～1869)	82,000石

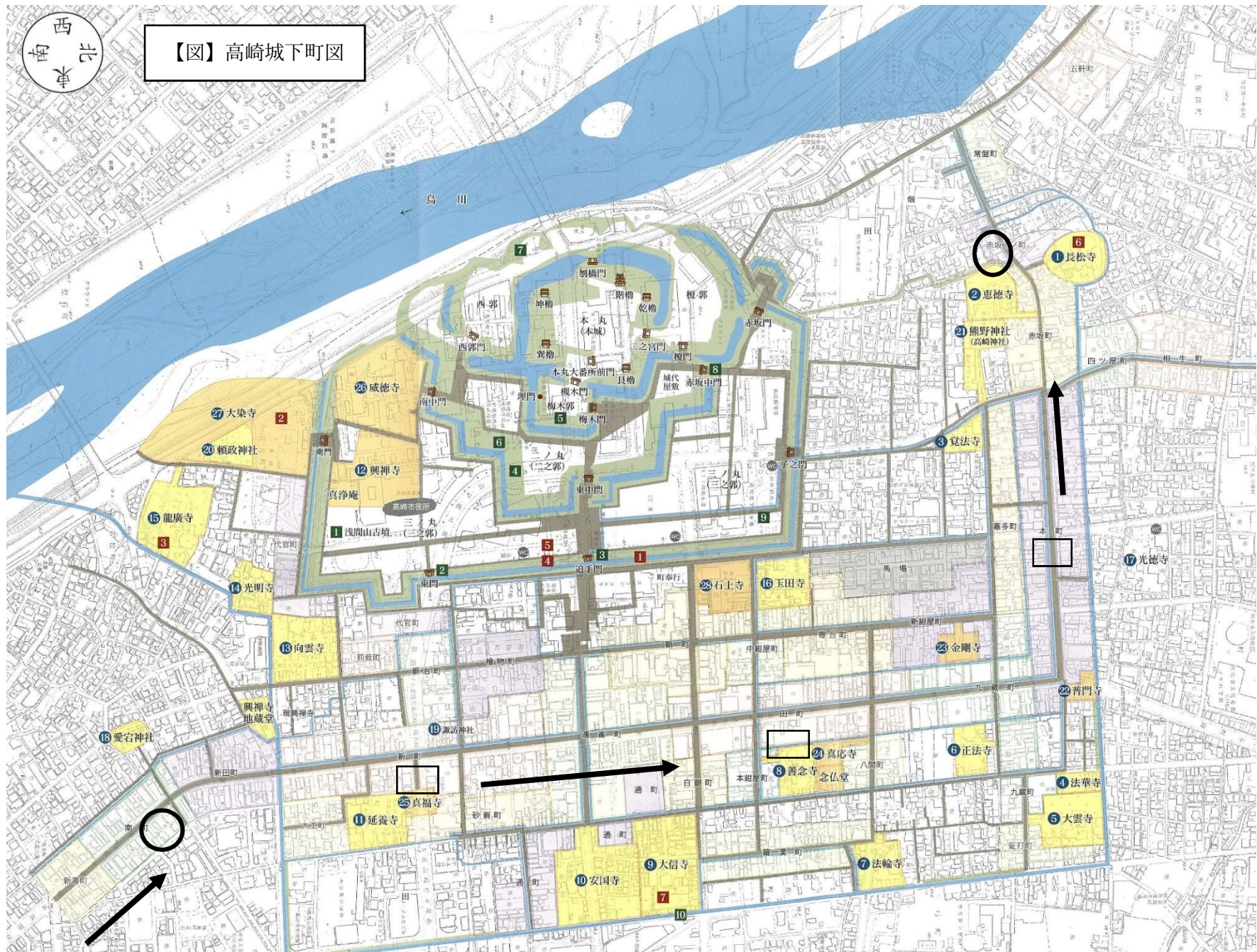
(新編高崎市史通史編3年表を参考に作製)

【史料二十】「高崎藩町奉行日記」
(一月二十五日)

一今夜五ツ時過本町若者田町問や場へ罷越狼藉いたし候由、田町役人申出ニ付同心とも早速差遣候処、其已前ニ別手方廻り掛捕置候由、本町藤右衛門悴重兵衛・勘七悴吉兵衛・三右衛門悴要蔵・喜多町亀次悴佐兵衛右之者とも之由、直ニ別手へかけ合此方へ請取手鎖腰縄ニて親并組合預ル(後略)

【表2】『日記』に記載される高崎を通行した大名				寛政4年
月	氏名	領地	行程	対応
閏2月	松浦忠政守	肥前平戸	江戸→国元	(3月2日条に通行の記載あり)
3月	板倉肥前守	上野安中	江戸→国元	(3月9日に先触の記載あり) ※3月18日～5月19日まで原本欠落
4月	松平加賀守	加賀金沢	国元→江戸	(3月9日に先触の記載あり) 6月21日御下賜金あり ※3月18日～5月19日まで原本欠落
5月	松平能登守	美濃岩村	在所→江戸	28日、御目通へ拙者罷出候
	土井能登守	越前大野	在所→江戸	29日、御目通江拙者罷出ル
	本多豊後守	信濃飯山	在所→江戸	29日、拙者町屋片かけへ罷出ル
	牧野周防守	信濃久諸	江戸→国元	晦日、御目通へ拙者罷出候、右御通之義御月番へ書付を以申上ル
6月	諏訪因幡守	信濃高島	在所→江戸	1日、町屋片かけへ拙者罷出候、右御通之義御月番へ申上ル
	永井日向守	摂津高槻	江戸→国元	6日、御目通へ拙者罷出候
	小笠原相模守	越前勝山	国元→江戸	6日、前文日向守様と御同刻限にも相成可申御泊割二付、昨日御通方へ差合可申趣申遣候、御取次の方にて相模守様御通之方へ相心得候よし之事、拙者罷出不申候
	榊原式部大輔	越前高田	国元→江戸	20日、並御通三郎右衛門罷出ル、御使者有之、両宿へ同心とも列之通出又、御月番へ右御通行之義例之通申上ル
	堀左亮	越後村松	江戸→在所	28日、御通被成候義申上ル→晦日、御通有之、(下河辺) 三郎右衛門罷出ル
7月	松平伊賀守	信濃上田	江戸→在所	3日、並御通、拙者罷出ル
	真田豊後守	信濃松代	江戸→在所	4日、並御通、(下河辺) 三郎右衛門罷出ル
	松平河内守	信濃松本	江戸→在所	4日、並御通、御目通拙者罷出ル
	松平豊後守	薩摩鹿児島	国元→江戸	19日、倉賀野宿泊まりの予定→「往還見分本陣見分旁拙者八ツ時過が罷越え」 26日、右宿へ昼八ツ時過が拙者罷越、例之通宿内見廻ル、並国主御通之節之御取計之事、彼方様下宿多く拙者事宿安楽寺之事、暮六ツ時前同所へ御着之事、当所へ御目通(下河辺) 三郎右衛門罷出ル ※8月1日条：当所諏訪祭礼、去月廿七日之処、薩州様廿六日御通行有之二付、廿六日かきり物贈等 往還筋差障りにも可相成哉と祭礼相延候、今明日祭礼致候二付、
8月	堀内藏頭	信濃須坂	江戸→在所	8日、並御通、(下河辺) 三郎右衛門罷出ル、御使者無之
10月	堀内藏頭	信濃須坂	在所→江戸	3日、並御通、片かけへ拙者出ル、倉々野御泊之事
	松平伊豆守	三河吉田	江戸→京都	老中→本文別掲
寛政9年				
月	氏名	領地	行程	対応 (版)
1月	松平出雲守	越中富山	江戸→国元	今晚倉々野御泊二付、暮時前が拙者泊りニ罷越候
3月	板倉伊子守	上野安中	江戸→在所	3日、今日安中へ御着二付当所御通行有之、御目通へ(下河辺) 庄司右衛門罷出ル
	松平豊前守	丹波龜山	在所→江戸	28日、並御通二付(下河辺) 庄司右衛門町屋片かけへ出ル
4月	松平相模守	因幡鳥取	国元→江戸	2日、拙者御目通へ罷出ル
	松平加賀守	加賀金沢	江戸→在所	6日、(下河辺) 庄司右衛門倉々野へ罷越同所御小休有之 ※倉々野出火焼焼人ともへ往還通之事二付、(中略) 往還見苦敷義二付、宿役人へ申付囲之義為致可然と評義致(後略)
	内藤美濃守	信濃岩村田	在所→江戸	10日、並御通拙者罷出火、美濃守様へ御使者有之、御通方へ申遣候
	毛利讀政守	長門清未	在所→江戸	10日、並御通拙者罷出ル
	松平飛騨守	加賀大聖寺	江戸→国元	22日、(下河辺) 庄司右衛門罷出ル、並御通也
	松平豊後守	薩摩鹿児島	江戸→国元	(先触到来の件のみ記載あり)
5月	池田山城守	備前新田	江戸→在所	23日、拙者町や片かけへ罷出候
	合播磨守	丹波山家	在所→江戸	3日、並御通(下河辺) 庄司右衛門罷出ル
	堀左京亮	越後村松	在所→江戸	15日、並御通にて(下河辺) 庄司右衛門罷出候
	水野左近将監	肥前唐津	在所→江戸	24日、(下河辺) 庄司右衛門御目通へ罷出ル
	松平伊賀守	信濃松本	在所→江戸	28日、拙者出役いたし候、御目通ニ罷在候
6月	松平丹波守	越後高田	江戸→江戸	2日、当所町や片かけへ拙者罷出火、倉々野へ同心遣え
	榊原式部大輔	越後高田	江戸→在所	並御通にて拙者罷出ル
	板倉伊子守	上野安中	在所→江戸	21日、三方様方とも御目通御取計二付、拙者罷出ル
	牧野内膳正	信濃久諸	江戸→在所	
	松平能登守	美濃岩村	江戸→在所	
7月	小笠原相模守	越前勝山	江戸→在所	1日、並御通にて拙者罷出、御使者有之
	酒井修理大夫	若狭小浜	江戸→在所	3日、今晚坂鼻御泊之由、(下河辺) 庄司右衛門御目通江罷出ル
	松平出雲守	越中富山	国元→江戸	20日、並御通(下河辺) 庄司右衛門罷出火、倉々野御屋休有之、同心とも両宿例之通差出又
閏7月	本田豊後守	信濃飯山	江戸→在所	20日、御通之義申上

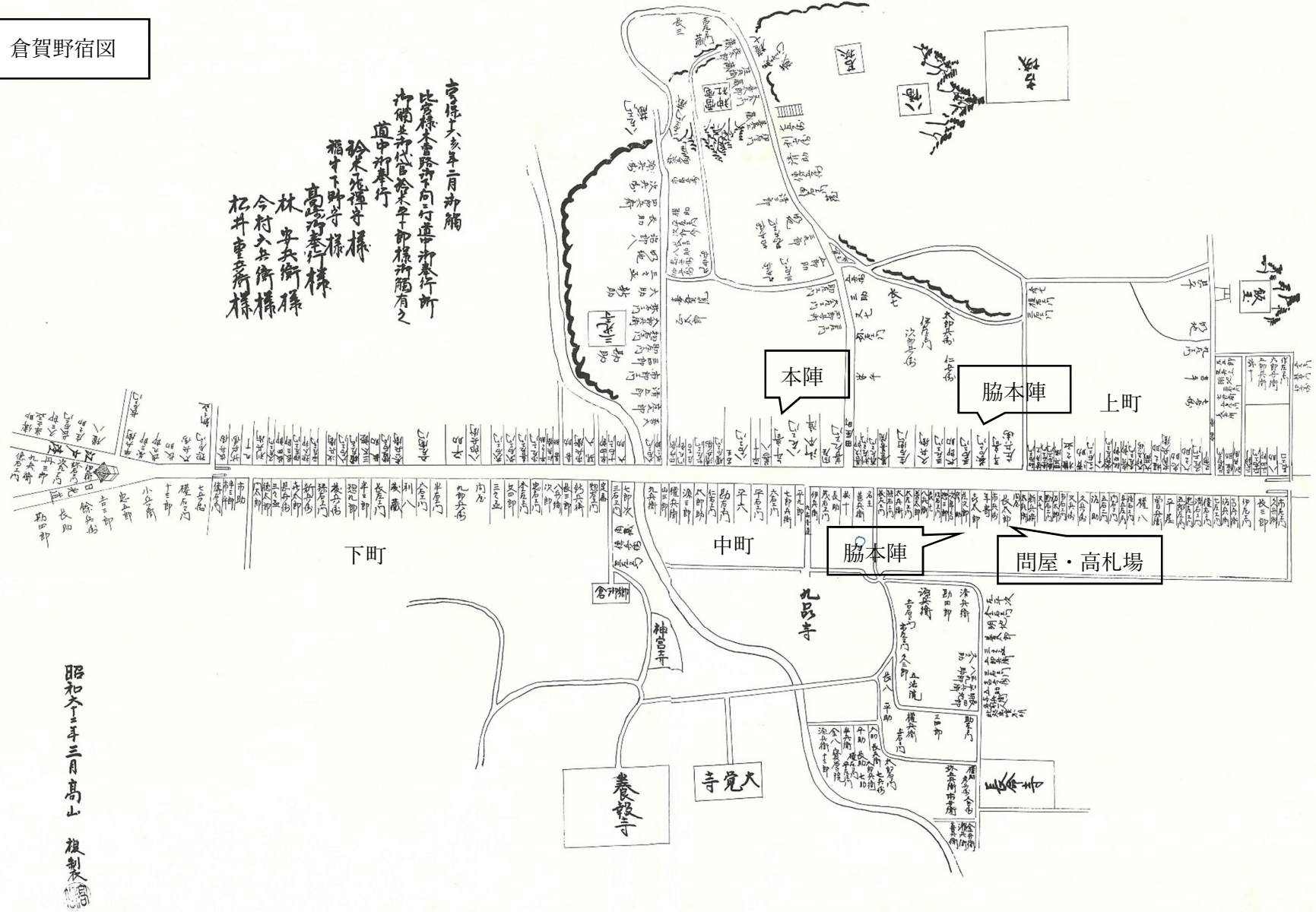
出典：「寛政四年 寛政九年高崎町奉行日記」(『高崎史料集 藩記録(大河内) 2』) より作成。



※ →は中山道 □は問屋場が置かれた町 ○は番所の位置

(高崎市教育委員会文化財保護課作成「高崎城下町探訪－歴史と文化財－」に加筆)

【図】倉賀野宿図



倉賀野雁会『文献による倉賀野史・第三卷（宿場編）』（1987年）付図に加筆。